

意 見 書

みのりヶ丘保育園 施設長 様

園児名

「(病名) \_\_\_\_\_ 」

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、令和 年 月 日  
から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

【医師の意見書が必要な感染症】

感染症名	登園のめやす
① 麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過してから
② インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過してから
③ 風しん	発しんが消失してから
④ 水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
⑤ 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
⑥ 結核	医師により感染の恐れがないと認められてから
⑦ 咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え2日経過してから
⑧ 流行性角結膜炎(はやり目)	感染症が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
⑨ 百日咳	特有の咳が消失してから又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから
⑩ 腸管出血性大腸菌感染症 (O157他)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
⑪ 急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められてから
⑫ 髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められてから